

令和 7 年度 第 9 回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年12月4日(木) 午後1時30分から午後2時00分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員 1人

霜 野 市 和

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	岸 田 勝 夫	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	登り山 正 嗣

(5) 欠席委員 1人

松 下 孝 彦

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第39号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第44号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第45号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第46号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第47号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第48号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第49号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について
- 報告第50号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処
分について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第9回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において奥野正作委員、谷野保博委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第50号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分について」までの計12件であります。

それではまず、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第35号から第37号をご説明いたします。

まず、受付番号第35号は、申請地が南区野々井で市街化調整区域内にあり周辺は宅地及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は254平方メートルで現在うね及び耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第36号は、申請地が南区泉田中で市街化調整区域

内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目田1筆、面積は267平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第37号は、申請地が東区野尻町で生産緑地地区内にあり周辺は道路、里道、雑種地及び宅地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計500平方メートルで現在野菜及び畑の一部の状態です。

今回、譲受人が持ち分100分の44を購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第5号をご説明いたします。

受付番号第5号は、自己転用するものです。申請人は南区稲葉2丁に

居住する方で、申請地は南区稲葉3丁の畑2筆、面積は合計555平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、近隣の自動車修理及び販売業者から要望を受けたため、露天車両置場に転用し貸付けるものです。

申請は令和7年11月17日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水についてはバラス敷による自然浸透により排水する計画です。敷地の北側には既設ブロックがあり、敷地の西側には既設擁壁及びブロック塀で区切られており、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第9号から第15号をご説明いたします。

まず、受付番号第9号は、賃借権を設定し転用するものです。被設定人は東区北野田で建設業を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の

田1筆、面積は690平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地近辺の現場が増加しており、現在の資材置場は現場からは遠方でかつ手狭となっているので、利便性が高く車両の通行に便利な申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年11月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内に雨水枡を設置し、西側から市管理水路に放流する計画です。フェンス等は設置いたしません、特に問題はないものと判断しております。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第10号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は南区豊田で飲食業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,523平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している駐車場が手狭となったため、店舗に近く、車両の通行に便利な申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年11月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字側溝を設置し、西側の道路側溝に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック2段積み及び新設擁壁のうえ、フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第11号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は南区豊田で飲食業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、

面積は892平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している駐車場が手狭となったため、店舗に近く、車両の通行に便利な申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年11月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字側溝を設置し、西側から私設水路に放流する計画です。周囲にはL型擁壁のうえ、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第12号は、賃借権を設定し転用するものです。被設定人は南区豊田で土木工事業を営む法人で、申請地は南区片蔵の畑1筆、面積は403平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により駐車場が手狭となったため、事業所に近く、利便性の高い申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年11月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内外のU字側溝から、西側の道路側溝に放流する計画です。敷地北側にはコンクリートブロック3段積み のうえ、周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第13号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。被設定人は岡山市北区西古松に居住する方2名で、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は1,182平方メートルのうち230.63平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地

を借り受け、都市計画法第29条の開発許可を受け、分家住宅を建築するものです。

申請は令和7年11月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内の汚水桝から西側の汚水本館に接続します。雨水については砂利敷きによる自然浸透及び西側の道路側溝に放流する計画です。周囲は2段ブロックの上にネットフェンスを設置いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第14号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は東区石原町1丁で金属の製造及び加工業を営む法人で、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は257平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により本社敷地内の資材置場が手狭となったため、本社に隣接する申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年11月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については北側の事業所敷地内に既存のU字溝から、東側の道路側溝に放流する計画です。周囲は敷地東側及び南側は既存コンクリート擁壁を利用します。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第15号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は大阪市大正区北村1丁目で内装業を営む個人で、申請地は中区陶器北の田3筆、面積は合計710平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により南大阪エリアの資材置場が必

要となったため、申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年11月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内の既存のU字溝から、北側及び東側の道路側溝に放流する計画です。周囲には防護フェンスを設置します。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第38号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第38号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第10号と第11号をご説明いたします。

まず、受付番号第10号は、相続人は東区日置荘原寺町に居住する農業者で、申請地は東区日置荘原寺町の田が1筆、面積は1,525平方メートルのうち1,269平方メートル、現在稲刈り後の状態です。

次に、受付番号第11号は、相続人は東区日置荘西町2丁に居住す

る農業兼不動産賃貸業の方で、申請地は東区石原町2丁及び3丁、東区菩提町1丁及び東区八下町1丁の田が11筆、面積は合計7,300平方メートル、現在野菜、保全管理中及び稲刈り後の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第39号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第39号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第21号から第24号をご説明いたします。

まず、受付番号第21号は、申請地は東区丈六の田1筆、面積は1,171平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第22号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は436平方メートルで、現在稲刈り後及び野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第23号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は271平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第24号は、申請地は西区太平寺の田7筆、面積は合計1,240平方メートルで、現在野菜及び保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第44号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第50号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分について」までの計7件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第44号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第50号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分について」までの計7件を一括してご説明いたします。

まず、報告第44号「農地法第4条の規定による届出に対する事務

局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第45号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第46号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は申請地が大阪府大阪狭山市山本中の畑2筆、面積は合計2,554平方メートルのうち1,017.47平方メートル、申請人の年間耕作日数は200日、市街化調整区域内の耕作面積は1,536.53平方メートル、申請目的は農家住宅建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第47号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第17号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第18号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第19号は、申出者が子で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第48号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第6号は、申請地が南区別所の田1筆で、面積は621平方メートル、昭和35年1月に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第49号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。まず、

受付番号第25号は、申請地が南区美木多上の田2筆、面積は合計236平方メートル、現況は住宅及び付属建物、経過年数は35年以上、次に、受付番号第26号は、申請地が美原区菅生の畑1筆、面積は32平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は15年以上、次に、受付番号第27号は、申請地が美原区北余部の田1筆、面積は214平方メートル、現況は屋根付きガレージ、経過年数は50年以上、次に、受付番号第28号は、申請地が東区日置荘田中町の田1筆、面積は218平方メートル、現況は住宅、経過年数は50年以上、次に、受付番号第29号は、申請地が東区日置荘田中町の畑1筆、面積は98平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は50年以上、次に、受付番号第30号は、申請地が美原区多治井の畑3筆、面積は合計1,111平方メートル、現況は露天資材置場、経過年数は10年以上、次に、受付番号第31号は、申請地が中区陶器北の田1筆、面積は495平方メートル、現況は住宅、経過年数は70年以上でいずれも非農地である旨の回答を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第50号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

受付番号5-1、東区から受付番号5-3、菅生地区及び菅生新田地区を除く美原区までの合計3地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ上で開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和7年11月27日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第9回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第35号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第36号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第37号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第38号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第39号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第44号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第45号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第46号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第47号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第48号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第49号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第50号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長

水尻 芳子

委 員

谷 野 保博

委 員

奥 野 正作

